

## 被扶養者の取消しを受ける場合の提出書類一覧表

被扶養者取消申告書(正・副)と該当事由に該当する書類を添付し提出してください。

No.	該当事由	添付書類	取消日(参考)
1	<b>全員</b>	交付されている被扶養者証等(組合員被扶養者証・限度額適用認定証・高齢受給者証)	
2	就職した場合	雇用先の健康保険被保険者証等の写し又は就職証明書・辞令の写し(内定通知書は不可)	就職した日
3	パート・アルバイト収入が増額した場合	給与支払証明書(◎)	・契約日 ・賃金支給日の翌日
4	雇用保険の基本手当が支給開始した場合 (基本手当日額が3,612円以上の場合のみ)	雇用保険受給資格者証の写し	支給期間の初日
5	年金支給が開始した場合	年金証書及び年金決定通知書の写し	通知書を受領した日
6	年金額が増額した場合	直近の年金・恩給等送金(改定)通知書の写し	改定通知書を受領した日
7	事業所得等が確定した場合	確定申告書の写し及びそれに添付する収支内訳書の写し	その額が確定した日
8	離婚又は離縁した場合	戸籍謄本	離婚又は離縁した日の翌日
9	同居要件の者が別居した場合	住民票謄本	別居した日
10	死亡した場合	不要(家族埋葬料請求書と同時に提出すること。)ただし、20歳以上60歳未満の配偶者が死亡のときは、「国民年金第3号被保険者関係届」も併せて提出すること。	死亡した日の翌日
11	その他	共済組合が必要と認めた書類	扶養事実が消滅した日
12	配偶者(20歳以上60歳未満)が収入超過・離縁・死亡の場合	国民年金第三号被保険者関係届	

◎ 月々の支給額の外に次の事項が記載されたもの。  
 ①雇用形態(正社員・パート・アルバイト・その他)  
 ②雇用契約の期間(平成年月日～令和年月日)  
 ③賃金等の支給形態(月給・日給・時給・その他)  
 ④賃金の支給日  
 ⑤職場の健康保険適用の有無

※詳しくは公立学校共済組合宮城支部のHPを参考にしてください。

(宮城支部トップページ→組合員資格・年金の手続き→扶養者に関する手続き→被扶養者の認定・取消の手続き)

この一覧表を参考に被扶養者申告書(取消)の添付書類チェック欄を忘れず記入してね!

